

【既存】簡易リフト自己申告書

年 月 日

以下のリフトについて、労働安全衛生法（以下、安衛法）施行令（昭和47年政令第318号）第1条第9号に規定する簡易リフトに該当することを申告いたします。

なお、本申告後も引き続き、安衛法及びクレーン等安全規則による自主点検を実施いたします。

申請者氏名 : _____
設置事業場の事業の種類(※) : _____
リフトの製造業者名 : _____
リフトの型番・積載荷重 : _____
設置場所 : _____
設置個数 : _____
定期検査報告台帳番号 : _____

※ 事業の種類には、日本標準産業分類の分類項目表から該当する細分類項目を記載してください

■ この自己申告書についての説明事項

- 以下のチェックシートの項目に1つでも該当しない場合には、安衛法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第9号に規定する簡易リフトには該当しないこととなります。
- 申告内容が事実と異なる、又は用途変更等により異なることとなった場合は、当該リフトは、法令に規定する構造基準への適合等が求められることとなります。
- クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第202条に基づき簡易リフト設置報告書を所轄労働基準監督署長に提出した場合は、その写し等をもって、本自己申告書に代えることができます。同条に基づく報告書の提出状況等については所轄労働基準監督署にご確認ください。

チェックシート

以下に該当する場合は、チェック欄にレ点（「✓」）を記入してください。なお、以下のうち1つでも該当しない場合は、簡易リフトに該当しないこととなります。

- 労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第5号までに掲げる事業の事業場に設置されるものである
- セリ上げ装置、船舶安全法（昭和8年法律第11号）の適用を受ける船舶に用いられるもの及び主として一般公衆の用に供されるものではない
- 荷のみを運搬することを目的とするものである
- 搬器の床面積が1平方メートル以下又はその天井の高さが1.2メートル以下である
- 建設用リフトではない

※ この申告書の提出にかかわらず、所轄労働基準監督署により、リフトを設置する事業場が労働基準法別表第1第1号から第5号までに掲げるものに該当しないと判断された場合には、当該リフトは法令への適合が求められることとなります。